

## 料金徴収業務委託契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、料金徴収業務（以下「徴収業務」という。）の委託契約について、静岡県道路公社（以下「公社」という。）が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債権
- (4) 公社理事長が確実と認められる社債

2 前各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第6条 指名の通知（入札執行について（通知）をいう。以下同じ）を受けたものは、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第1号）を、指名を通知した機関の長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届を入札箱に投入して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

条)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定められなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札)

第7条 入札書は、様式第2号により作成し、封印のうえ、表面に入札番号及び「何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札書は、契約担当者においてやむを得ないと認めるときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書中の旨を朱書し、中封筒の表面に入札番号及び「何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載し、入札を執行する機関の長あての親展で提出しなければならない。
- 3 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 4 入札書は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式第3号)を持参させなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第9条 入札辞退等により指名競争入札(公募型を除く)に参加しようとする者が1人の場合に、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 4 指名競争入札(公募型を除く)にあつては、入札箱に入札書を投入した者が1人のときは、当該入札は行わなかったものとする。この場合、その入札書は開封しないで返却する。ただし、指名競争入札(公募型を除く)以外の入札にあつてはこの限りでない。

(開札)

第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

- 2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない公社職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印を欠く入札。
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2 以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札したものの入札
- (11) 同一事項の入札について 2 人以上の代理をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札したものの入札  
(落札者の決定)

第 12 条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札したものを落札者とする。

2 前項ただし書きに該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員が行う調査に協力しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適した履行を確保するために、特に必要があるとして認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第 13 条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第 11 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 8 号から第 12 号までの規定に基づき無効とされた入札

(2) 前条第 3 項の規定による最低制限価格に達しない入札

(再度入札の入札保証金)

第 14 条 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 15 条 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない公社職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第 16 条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第 17 条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、別記契約様式により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第 18 条 契約書の作成を省略する場合は請書を徴する。この場合においては前条を準用する。

(契約の確定)

第 19 条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(入札保証金の返還)

第 20 条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第 21 条 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第 22 条 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 政府の保証のある債権

(4) 公社理事長が確実と認める社債

(5) 銀行その他公社理事長が確実と認める金融機関の保証

2 前各号に掲げる担保の価値は、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものにあつては額面金額、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する額、同項第 5 号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。

(履行保証証券等の提出)

第 23 条 落札者は、第 21 条第 1 項第 1 号の規定により契約保証の全部若しくは一部を納付しないこととする場合又は前条第 1 項 5 号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

(入札保証金の契約保証金への充当)

第 24 条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の同意を得て、その者に還付すべき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(異議の申立)

第 25 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図書、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第 26 条 この規定は、随意契約について準用する。

入 札 辞 退 届

平成 年 月 日

1 入札番号 第 号

2 業務委託名

上記入札を都合により辞退します。

静岡県道路公社理事長 様

住 所  
商号又は名称  
氏 名

- (注) 1 入札執行前に辞退するときは、直接持参するか、郵送（入札の前日までに到着するものに限る。）してください。
- 2 入札執行中に辞退するときは、封筒に入れずに、そのまま入札箱に投入してください。

入 札 書

- 1 入 札 番 号 第 号
- 2 委 託 業 務 の 名 称
- 3 業 務 箇 所

上記の業務委託を、下記の金額で請け負いたく申し込みます。

入札金額

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

【入札金額内訳】

基本給	円	①
諸手当	円	②
期末手当	円	③
法定福利費	円	④
人件費 計	円	⑤=①+②+③+④
物件費	円	⑥
直接経費 計	円	⑦=⑤+⑥
一般管理費	円	⑧
業務委託費 計	円	⑦+⑧

平成 年 月 日

発注者 静岡県道路公社  
理事長 ○○ ○○ 様

住 所  
入札者 商号又は名称 印  
氏 名（法人にあつては代表者の氏名、代理人が入札を行  
う場合には、代理人の氏名を併記）

様式第3号 用紙（日本工業規格 A4 縦型）

委 任 状

下記件名につき、 [受任者氏名を記載] 印 を代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

- 1 入 札 番 号 第 号
- 2 委託業務の名称

※ 1～2には公告に記載されたものを記入する。

平成 年 月 日

静岡県道路公社

理事長 ○○ ○○ 様

住 所

商号又は名称

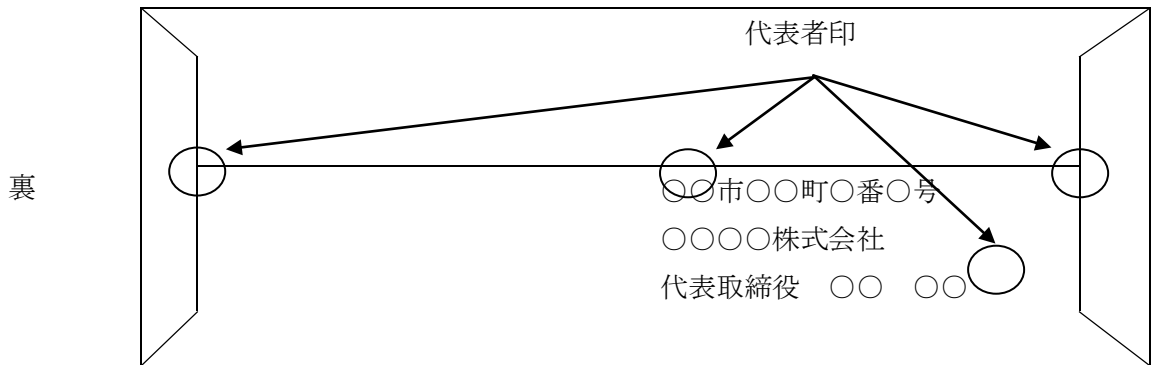
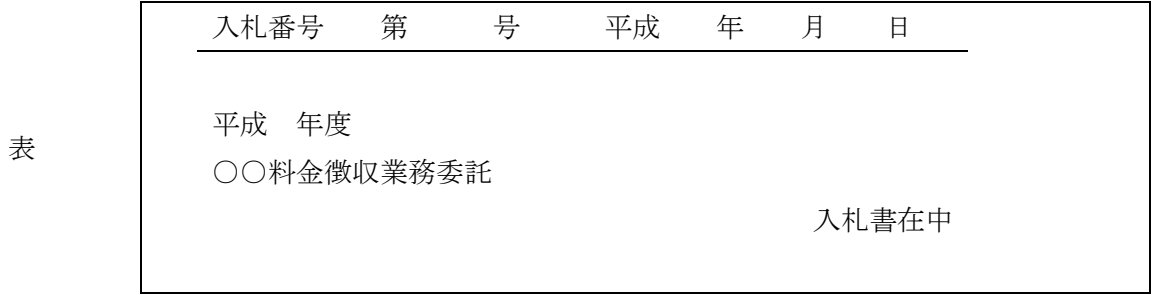
氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

印



入札封筒記載方法

【代表者の場合】



【代理人の場合】

